

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 2 年 10 月 29 日付

人口・社会統計部会

（社会生活基本調査関係）

専門委員 藤原 翔（東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター准教授） [※任期：令和 3 年 2 月 28 日まで]